

996.10  
ol. 4

# 産廃振興財団ニュース

第5号

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

## 目次

### ◇「産廃振興財団ニュース」に 改名、一新して発刊

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団・理事長 太田文雄

### ◇廃棄物処理法の改正が必要

厚生省・生活審産廃専門委が報告書

### ◇起業化助成の強化策を実施

助成案件の募集開始 (産廃振興財団)

### ◇PCB 国際セミナー開催へ

12月2~4日・東商ホール

◇債務保証業務シリーズ・現地ルポ

### 廃ガラスの資源化進む

(多治見工業㈱)・恵那工場を訪ねて

◇情報コーナー

---

# 「産廃振興財団ニュース」 への改名と発刊にあたり

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団  
理事長 太田 文雄



当財団も、1992年12月に設立されて以来、4年近くが経過しました。この間、関係者皆様方のご支援により、組織の整備、事業活動の展開を図ってまいることができました。当財団の設立目的である ①債務保証業務、②起業化助成業務、③産業廃棄物処理事業の振興業務を中心に事業活動を推進してまいりました。特に本年は12月2日から4日にわたりPCBの国際セミナーも合せて企画しております。

財団設立当時、平成4年(1992年)は、20年振りに抜本的な改正が行われた廃棄物処理法の諸手続きが終了、特別管理産業廃棄物の規定等、政省令が施行されました。また財団設立の根拠法である「産業廃棄物処理特定施設整備法」がこの年5月に成立、前年には通商産業省の「再生資源利用促進法」の制定と法の整備とともに制度的な確立が図られてきました。しかしながら、

今日までの3年有余、私どもを取りまく環境は、大きく変わりつつあり、容器包装リサイクル法の制定を軸に、「循環型社会への転換」を目指し、廃棄物処理対策は新しい局面を迎えております。今や、廃棄物処理の問題は改めて多くの問題、とくに産業廃棄物の適正処理を目的に再び廃棄物処理法の見直しなど、きたるべき21世紀に向けての準備が急がれております。

このような状況のもとで、当財団は時代の趨勢に合った事業活動の一環として、産業廃棄物の適正処理をはじめ関連する諸問題に対する当財団の対応、活動状況を逐一紹介し、関係の方々に広く、深く認識していただきたく、従来半期ごとの発行でありましたものを、3月に1回にさせていただきます、機関紙の内容も地道に現実的なものにしたつもりです。

皆様の力強いご支援をお願い致します。

# 「廃掃法改正が必要」

## —ミニ処分場の撤廃急げ—

### 厚生省・生活審産廃専門委が報告書

#### 第1 はじめに

- 大量生産・大量消費社会の下で、産業廃棄物は大量に排出され続けており、私たちが豊かな生活を営むためには、廃棄物の存在は無視できなくなっている。
- 大量生産・大量消費社会から循環型の社会経済システムへの転換を図っていく必要があるが、現に生じている産業廃棄物の適正な処理を確保していくことは、産業界のみならず、国民的課題として避けることのできない問題。
- 産業廃棄物をめぐる様々な問題の解決に向けて、国民的課題として総力をあげて取り組んでいくことが必要。

#### 第2 現状と問題点

- ##### 1. 大量に排出され続ける産業廃棄物
- 産業廃棄物の排出量が増大。(昭和60年度約3.1億t→平成5年度約4億t)
  - 廃棄物の質の面でも、産業の高度化・ハイテク化に伴い、新たな有害廃棄物の問題が発生するなど、その性状に変化。
- ##### 2. 最終処分場の逼迫
- 産業廃棄物の排出量の約21%に相当する約8千万tが1年間に最終処分。リサイクル率はここ10年間で40%前後で頭打ちの状況。
  - 産業廃棄物の最終処分場残余容量は全国平均で約2.3年分、首都圏で約0.8年分と逼迫。
  - 2010年頃には最終処分場残余容量がゼロに

なるという推計もあり、わが国の健全な社会システムの維持に重大な支障が生じかねない状況。

#### 3. 不適正処理等産業廃棄物処理をめぐる問題

##### (1) 最終処分場等処理施設の問題

- 最終処分場については、安定型処分場に安定型廃棄物以外のものが混入したり、許可対象外の「ミニ処分場」で不適正な処理が行われる等の例がみられる。
- 管理型処分場については、設置者の倒産等により維持管理が継続できなくなった場合に対する住民の不安が大きい。
- 中間処理施設においても不適正な保管が行われる等の例がみられる。

##### (2) 排出事業者の問題

- 排出事業者については、委託の際に廃棄物の内容や処理方法等の必要な情報提供が行われていないケースや、一部に無許可業者へ委託が行われる等の例がみられ、その適切な取組みが求められている。

##### (3) 処理業者の問題

- 処理業者については、一部に不法投棄等の不適正処理を行う悪質な業者の例もあり、全体的な質の向上が求められている。
- 適正な処理コストを処理料金に十分に反映させずに受託し、その結果、不適正な処理が行われている例もある。

##### (4) 行政の問題

- 国の基準や、都道府県の指導監督、取締り体制等の充実・強化を図るべきとの声が高い。

#### 4. 不法投棄の状況

○ 産業廃棄物の不法投棄は平成6年の検挙件数が349件にのぼるなど依然として跡を絶たず、住民の不信感の大きな要因となっている。

○ 不法投棄横行の背景には、罰金額に比較して、不法投棄に伴う不当利得が大きく、罰則による抑止効果が十分働いていないことがある。

○ マニフェスト制度についても、法律上対象範囲が特別管理産業廃棄物に限定されている、紙の帳票によるため廃棄物の管理が徹底しない等、不法投棄の防止対策として必ずしも十分に機能していないとの指摘が強い。

#### 5. 住民の不信感の高まりと地域紛争の多発

○ 環境意識の高まりや不法投棄の横行等により、産業廃棄物や産業廃棄物処理施設については国民の間に根強い不信感が生じており、施設の設置をめぐる地域紛争が多発している。(この10年間で200件以上の紛争事例)

#### 6. 地方公共団体による要綱規制

○ 多くの都道府県においては、廃棄物処理法による規制に加え、要綱等に基づき、住民同意の取得の義務づけ等の規制を実施。

○ 要綱等による規制については、広域的な処理が阻害される、住民同意の取得により施設設置の見込みが立たない等の声がある一方で、法律に基づくものではないため事業者に対する都道府県の指導にも限界があるとの指摘もある。

#### 7. 原状回復の状況

○ 不法投棄の投棄業者が不明等であるために原状回復ができないケースが多く、その件数は不法投棄全体の約35%を占めている。

○ こうした場合、生活環境の保全を図るため、やむを得ず地方公共団体が原状回復を行わざるを得ない場合も多く、原状回復のシステムを確立し、これを円滑に推進するための基金の創設を求める意見が強い。

### 第3 今後の施策の基本的な考え方

#### 1. 循環型社会への転換

○ 廃棄物の排出抑制の徹底やリサイクルの強

力な推進により、廃棄物を可能な限り資源として有効に活用する「循環型社会」への社会経済システムの転換が必要。

#### 2. 悪循環を断ち切る総合的な対策の実施

○ 処理施設の確保が困難になるなどの問題の背景には、産業廃棄物に対する国民の不信感の下で、施設設置をめぐる地域紛争が激化、施設の立地が困難化し、施設の不足が不法投棄等を惹起し、不信感をさらに高めるといふ悪循環が存在。

○ 産業廃棄物の処理をめぐる諸問題を解決し、国民の信頼の回復を図るためには、この悪循環を断ち切る総合的な対策が必要。

#### 3. 関係者の役割分担に応じた適切な取組みの推進

○ 産業廃棄物をめぐる問題の解決を図るためには、排出事業者、処理業者、国、都道府県等がそれぞれの役割に応じた適切な取組みを実施していくことが必要。

### 第4 今後の施策の具体的な方向

#### 1. 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

(1) 廃棄物減量化のための国の基本方針の策定等

○ 廃棄物の減量化やリサイクルの一層の推進を図るため、国で一定の目標や基本方針を示すこととし、これに事業者も積極的に協力すべき。

○ 多量排出事業者の策定する処理計画については、減量化やリサイクルの視点を明確に盛り込むとともに、都道府県は計画の実施状況をフォローアップし、指導・助言等を行うことが必要。

(2) リサイクルの推進のための規制緩和

○ 廃棄物のリサイクルの推進を図るため、生活環境保全上の問題がないことを十分確保できる形で、必要な規制緩和を行うべき。

(3) リサイクル市場の拡大等環境整備

○ リサイクル製品の利用や流通を促すため、技術開発やリサイクル製品に係る基準や規格

の明確化等リサイクル市場拡大のための支援措置を講じていくべき。

## 2. 産業廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上

### (1) 最終処分場等の安全対策の充実・強化

#### ① 処理体系の見直しと基準の強化

○ 最終処分場の安全性を高めるため、管理型処分場については遮水シートの二重化、浸出水処理施設の高度化等基準の充実・強化を図るとともに、安定型処分場や遮断型処分場についてもそのあり方について見直しが必要。

○ 「ミニ処分場」は、施設の規模にかかわらずすべて許可制とすることが必要。

○ 廃棄物の処理実態を踏まえ適正処理を確保するため、処理基準の強化等が必要。

#### ② 最終処分場の閉鎖や跡地利用に係る規制の見直し

○ 最終処分場の閉鎖や跡地利用について許可制の導入等の監督の強化が必要。

#### ③ 有害廃棄物対策の強化

○ 特別管理廃棄物の追加指定や廃棄物処理センターの設置促進など有害廃棄物対策の強化を図るべき。

### (2) 施設の設置手続の明確化・透明化

○ 事業計画や生活環境への影響評価の結果の公告・縦覧や、関係住民や市町村の意見聴取等の施設の設置手続を法令で明確に定めるとともに、専門家により審査する機関を設ける等により生活環境への影響等を客観的に審査する仕組みが必要。

○ 施設の設置手続については、産業廃棄物の広域処理の実態をも踏まえ、統一的な運用を確保するために必要な基準を法令で明確に定めるべき。

### (3) 情報公開の推進

○ 処理施設に対し、廃棄物の量、種類や維持管理データ等の公開を義務づけるべき。

### (4) 最終処分場に係る長期的な維持管理の確保

○ 最終処分場の設置者が倒産した場合等も

含め適切な維持管理を行う責任体制を保証する仕組みが必要。

### (5) 処理業者の質の向上

○ 処理業者の全体的な質の向上を図るため、資力や信用力等許可要件を強化すべき。

○ 廃棄物処理業の将来ビジョンの作成、処理業者の専門性の表示等により優良な事業者の育成に努めるとともに、健全なビジネス環境を整備していくべき。

### (6) 排出事業者による委託処理の適正化

○ 排出事業者は、廃棄物の内容や適正な処理方法を明らかにした上で処理業者に委託するとともに、処理業者は廃棄物の内容をチェックすることが必要。

○ 排出事業者は、委託契約に際し処理業者の処理体制をきちんと確認するとともに、適正な処理コストを勘案し、適正な処理料金で委託すべき。

## 3. 不法投棄対策の強化

### (1) マニフェスト制度の拡充

○ マニフェスト制度の適用をすべての産業廃棄物に拡大するとともに、マニフェストの電子化を図り、廃棄物の管理を徹底することが必要。

### (2) 罰則の強化等

○ 罰金の大幅な引上げを含めた罰則の強化等が必要。また、取締りの徹底や監視体制の強化が必要。

### (3) 排出事業者の責任強化

○ 排出事業者は、委託契約を適正に行うとともに、廃棄物が契約に定められたとおりに適正に処理されたことを確認すべき。

○ 多量排出事業者以外の事業者も、処理計画を策定する等により適正処理を徹底すべき。

### (4) その他

○ 都道府県における監視指導体制の充実・強化を図るとともに、都道府県間で処理業者等に係る情報交換を推進することが必要。

○ 積替保管のあり方についても見直しが必要。

#### 4. 原状回復装置

行政による監視、罰則の強化等を事業者への働きかけ、優良な処理業者の育成等による不法投棄の未然防止に万全を期すとともに、原因者の徹底究明により原因者に原状回復をさせるのが基本。

現在生じている不法投棄も問題については個々の事例ごとに対応し、今後は様々な未然防止策を講じた上で、なお必要な場合に、その段階であらためて何らかの方策につき検討すべきとの意見あり。

これに対し、原因者の特定できないままに生活環境保全上の支障が生じる不法投棄のケースは今後残らざるを得ないことから、産業廃棄物に対する国民の不信感を払拭し、信頼を回復するには原状回復に必要な資金を手当てする制度を社会システムとして構築すべきとの意見が多数。

以下は当委員会が出された考え方。

##### (1) 仕組み

○ 生活環境の保全を図るため、原因者が不明等であって生活環境保全上問題となるような場合には、都道府県が直接原状回復をさらに迅速かつ円滑に行うことができるよう、必要な資金を手当てする制度を社会システムとして構築することが必要。

##### (2) 費用負担のあり方

○ 不法投棄の未然防止や原因者の徹底的究明を行ってもなお生じる原因者が不明等の場合の原状回復については、原因者に費用負担を求めることができないため、その費用を何らかの形で措置する必要がある。

○ この費用負担のあり方をめぐっては

- ・産業廃棄物は産業活動に伴い生じるものであることから産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行う者全体で負担すべき
- ・適正処理を行ったことが確認されたものを除く排出事業者が負担すべき
- ・行政も負担すべき
- ・排出事業者、処理業者、行政がそれぞれ負

担すべき

との意見があり、

また、費用徴収の方法としては、

- ・排出事業者から排出量に応じて徴収すべき
- ・処理業者から徴収すべき
- ・自社処分場の場合を含め最終処分場から最終処分量に応じて徴収すべき

などの意見が出されており、制度の公平性、即応性、実効性の確保や制度実施のためのコスト並びにモラルハザードの惹起に留意し、早急に具体的な措置のあり方について検討を進めていく必要がある。

#### 5. その他

##### (1) 廃棄物処理法の運用の見直し

○ 廃棄物処理法の運用については、廃棄物処理の処理実態を踏まえて、見直しを検討し、必要な措置を講じるべき。

##### (2) 廃棄物処理センターの設置促進等

○ 廃棄物処理センターの設置の一層の促進や、「広域臨海環境整備センター法」や「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」の活用を推進が必要。

##### (3) 研究開発の推進

○ 廃棄物の処理技術について、有害廃棄物の無害化技術等の研究開発の推進を図るとともに、中長期的な開発計画の策定等により計画的かつ効率的な開発を促していくべき。

##### (4) 廃棄物問題に関する意識の向上

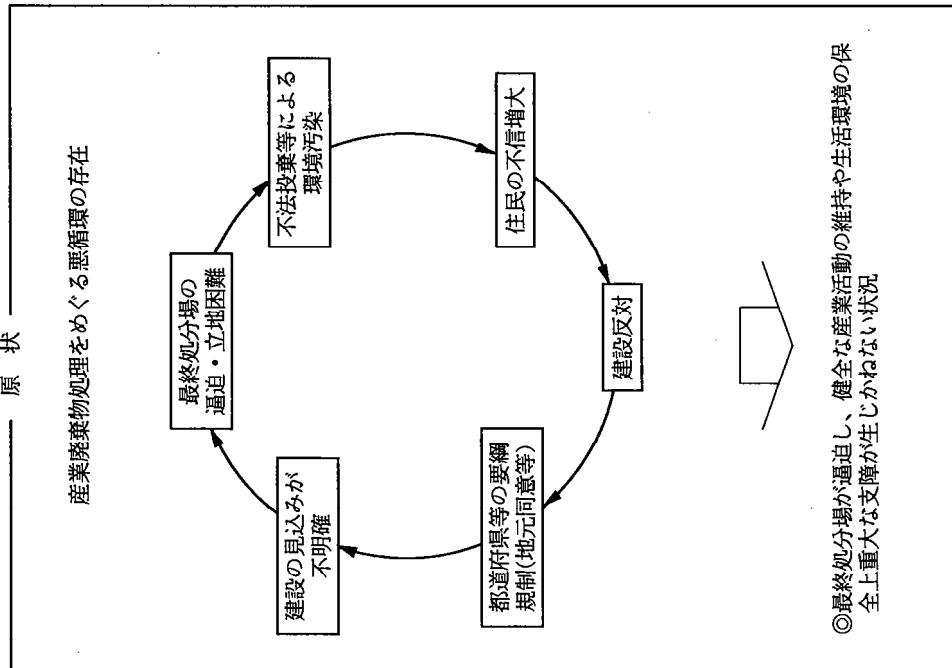
○ 廃棄物問題に関する白書の作成や広報の充実等を通じ、廃棄物の適正処理の必要性に関する国民の意識啓発を一層進めるべき。

#### 第5 おわりに

○ 今後の産業廃棄物対策については、この報告書における提言の方向に沿って、国において具体的な検討を進め、廃棄物処理の実態にも十分考慮しつつ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の見直しをはじめ総合的な対策を講じていくべき。

今後の産業廃棄物対策の基本的な方向（産業廃棄物専門委員会報告書のポイント）

原 状



今後の産業廃棄物対策

◎「悪循環」を断ち切る総合的な対策が必要  
⇒産業廃棄物処理に対する信頼の回復

1. 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

○国で廃棄物の減量化・リサイクルの目標を示すとともに、目標の達成に向けて、事業者においても計画を策定し、減量化等の取組みを徹底  
○国は、規制緩和、技術開発の推進等により事業者の取組みを支援。

2. 産業廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上

○廃棄物処理の安全性を向上させるため、最終処分場等の処理施設に係る基準の充実・強化や、「ミニ処分場」の許可対象化等を図る。  
○処理施設に対する信頼性を向上させるため、生活環境への影響評価の公告・縦覧の実施など設置手続の見直しや情報公開の推進等を図る。

3. 不法投棄対策の強化

○罰則の強化、モニタリング制度の拡充、監視取締りの徹底等により、不法投棄の未然防止に万全を期す。

4. 原状回復措置

○万一、不法投棄が行われた場合には、生活環境の保全のために、迅速かつ円滑に原状回復を図るための社会システムを構築する（多数意見）。

今年12月2日から4日までの3日間、PCBに関する国際セミナーが、東商ホール（東京・千代田区東京商工会議所内）で開催されます。

今迄、廃棄物処理の問題に取り組んできた当財団など三団体が主催、関係省庁・関係団体が後援、さらにPCB問題に関係する公益法人・学会が協賛して開催されるものです。

ご承知のように我が国においてPCBは、廃棄物処理法によって焼却等が定められておりますが、焼却施設の立地について理解が得られないなどの理由から処理が行われておらず、事業者によって保管されている現状です。このような保管の長期化は、重大な環境汚染のリスクへの懸念となっており、我が国の環境保全のみならず地球環境保全の視点からも重要な課題を提起しております。そのため、根本的な解決方法として、処理設備を整備し、早急な処理を実施することが強く望まれております。

このたび三団体が主催して、PCBに関する国際セミナーを開催し、国内外の研究者、行政担当者、事業責任者による講演や討議を通じて、PCBに関する我が国の実状と問題点を整理するとともに、諸外国におけるPCBの現状を把握し、PCB問題の早期解決を図ることを目的として開催されるものです。

どうか、PCBの法的規制・基準等に関係する方、PCBの処理のあり方についてお考えの方、また環境問題に関心をお持ちの方には是非ご参加いただき、討論くださるようご案内申し上げます。

#### —国際セミナーの運営体制—

##### ◇主催

(財) 日本環境衛生センター  
(財) 産業廃棄物処理事業振興財団  
(社) 産業環境管理協会

##### ◇後援 (予定)

環境庁、厚生省、通商産業省、  
(社) 経済団体連合会、日本商工会議所

##### ◇協賛 (予定)

関係学会、関連工業会等

#### —国際セミナーの概要—

##### ◇開催期間

1996年12月2日 (月) ~ 4日 (水)  
(3日間)

##### ◇会場

東商ホール  
(東京都千代田区丸の内3-2-2  
東京商工会議所内)

##### ◇日程

12月2日  
登録・開会・基調講演・招待講演

12月3日  
招待講演

12月4日  
招待講演・一般講演・閉会

##### ◇招待講演参加予定国

スウェーデン、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリア、アメリカ、イギリス、韓国等

##### ◇使用言語

日本語、英語 (同時通訳)

##### ◇登録費

40,000円

##### ◇問合せ

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団  
(03) - (3639) - 9040

▽十二月二〜四日の三日間・東商ホール△

## 世界の有識者が集い講演

PCBに関する国際セミナー開催へ



# 起業化助成強化へ

## ～開発事業等の案件を募集～

### (財) 産業廃棄物処理事業振興財団

当財団では平成5年度より、産業廃棄物の処理に関する新技術の開発や、研究開発の成果の起業化あるいは高度技術を利用した事業化等を促進するため、起業化助成基金を設けて支援しております。

このたび、この助成制度について平成8年度から学識経験者、各界の有識者による振興委員会の設置、助成金の増額さらに採用された助成事業の発表など一層の充実を図ることといたしました。

新技術開発・起業化事業の募集につきましても、各都道府県産業廃棄物の担当課、あるいは各都道府県の産業廃棄物協会に広く呼びかけております。

どうか産業廃棄物の処理に役立つ開発・事業の案件を応募していただきたいと思っております。

〔平成8年度産業廃棄物新技術開発・起業化事業の募集について〕

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

理事長 太田 文雄

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、財団運営につきまして、種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、財団では産業廃棄物の処理に関する新技術の開発や、高度技術を利用した処理施設の設置をするための企画・実証・評価等、および新技術あるいは高度技術を用いた起業化のための需要調査・再生品販売開拓調査・その他起業化を促進するための調査に対し支援を行ってき

ているところであります。

さらに、産業廃棄物の処理についての新技術の開発、起業化助成につき、平成8年度から、学識経験者を交えた審査機関の設置、採用された助成事業の発表、また助成金の増額など、一層の充実を図ることとしております。

つきましては、産業廃棄物処理事業振興に役立つ新技術の開発、起業化事業につき別紙のとおり募集を行いますので、よろしく応募につきお手配をお願い申し上げます。

なお、この募集につきまして、各都道府県・指定都市廃棄物行政主管課および産業廃棄物（処理業）協会等にも送付しております。

敬 具

平成8年9月20日

〔平成8年度産業廃棄物処理新技術開発・起業化助成事業の募集について〕

#### 1. 起業化助成業務の概要

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、産業廃棄物の処理に関する新技術の開発や、研究開発の成果の起業化あるいは高度技術を利用した事業化等を促進するため、起業化助成基金を設けて支援しております。

#### 2. 助成対象者

産業廃棄物の処理業者（第3セクターを含む）又は処理事業を行う予定の者です。

#### 3. 対象となる事業

次の事業を対象とします。

- (1) 産業廃棄物の処理に関する新技術の開発
- (2) 産業廃棄物の処理に関する高度技術を利

用した処理施設を設置するための企画・実証・評価等

(3) 産業廃棄物処理に関する新技術あるいは高度技術を用いた起業化のための需要調査・再生品販売路開拓調査・その他起業化を促進するための調査検討等

(4) 産業廃棄物の処理に関する新技術の開発成果の起業化

#### 4. 助成額

(1) 上記3.(1)、(2)、(3)を行う者への助成 1件 500万円

(2) 上記3.(4)を行う者に対する出資または助成 1件 1,500万円

#### 5. 助成基準

産業廃棄物の処理事業に寄与するものであることです。

#### 6. 助成事業の決定

学識経験者、関係省、地方公共団体、関係団体の関係者で構成する起業化助成事業振興委員会で審査し、助成事業を決定します。

#### 7. 研究成果等の発表

被助成者は研究成果あるいは調査結果等を財団の主催する発表会にて発表し、財団は各界に公表します。

#### 8. 申請期間

平成8年10月1日～11月30日

#### 9. 応募方法

(1) 別紙(様式1・様式2)、申請書により応募して下さい。

(2) 申請手続きに関する問合せ並びに申請書提出先

〒103 東京都中央区日本橋堀留町1-8-13  
太陽堀留ビル5階

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団  
技術部宛 電話 03-3639-9040  
FAX 03-3639-9038

〈別紙〉(様式1)

平成 年 月 日  
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団  
理事長 太田文雄 殿

申請者 住所(本社所在地)  
名称  
代表者 ㊤

平成8年度産業廃棄物新技術開発・起業化事業の募集に関し、申請書を提出し応募します。

記

1. 事業名称(仮称でも可)
2. 事業内容(別添のとおり)

(様式2)

産業廃棄物新技術開発・起業化事業申請書

1. 申請者  
企業名または公益法人等団体名  
代表者氏名  
所在地 〒 - (住所)  
資本金または基本財産(単位 百万円)  
従業員数または職員数(単位 人)  
主たる事業  
年間事業費 (単位 百万円)  
申請書内容連絡者役職および電話番号
2. 事業名称(仮称でも可)
3. 事業内容
4. 事業の実施体制
5. 事業の効果
6. 収支計画

一起業化助成制度の強化について一

1. 目的  
現行の起業化助成の助成額を増額し、振興委員会を設置して、優良処理業者の育成を図る。
2. 過去の助成実績  
(1) 平成5年度  
①申請状況  
・総件数: 3件  
②助成決定事業  
・対象者: (株) RDエンジニアリング  
・助成金額: 50万円  
・事業名称: よの・りふれっしゅぱーく事業化推進研究会

(2) 平成6年度

①申請状況

- ・総件数：下記1件のみ

②助成決定事業

- ・対象者：(株) RDエンジニアリング
- ・助成金額：50万円
- ・事業名称：よの・りふれっしゅぱーく事業化推進研究会（第2期）

(3) 平成7年度

①申請状況

- ・総件数：8件

②助成決定事業

- ・対象者：日本廃タイヤリサイクル協同組合
- ・助成金額：100万円
- ・事業名称：廃タイヤ冷凍破碎処理技術の確立および冷凍破碎により得られる粉末・粒状ゴムの用途開発

上記実績の通り、世間常識からして金額があまりにも低く、優良処理業者の育成を図るといふ目的を達成することに無理があったので、以下のように助成方法を改善する。

3. 助成事業の選出方法

- (1) 振興委員会を新たに設置する。委員は次のようなメンバーとする。

①委員

- |            |    |            |
|------------|----|------------|
| 学識経験者      | 2名 | …永田教授、武田教授 |
| 経団連        | 1名 | …産業本部      |
| 厚生省        | 1名 | …産廃対策室長    |
| 通産省        | 1名 | …環境指導課長    |
| 千葉県        | 1名 | …環境部長      |
| 全国産業廃棄物連合会 | 1名 | …事業部長      |
| 日本環境衛生工業会  | 1名 | …技術委員会委員   |
| 日本環境衛生センター | 1名 | …専務理事      |
| 本財団        | 1名 | …常務理事      |
- 計10名

②事務局

- 本財団 2名…技術部

- (2) 振興委員会を開催し、委員会で委員長を選出し、委員長のもと申請された助成対象事業を選定する。

- (3) 理事長は、審査結果の報告を受けて、助成事業を決定する。

4. 被助成者の発表会の開催

被助成者は研究成果あるいは調査結果等を財団の主催する発表会にて発表し、財団は各界へ公表する。

5. 募集方法

- (1) 廃棄物関係の専門新聞3紙、日経産業新聞、雑誌等に掲載する。

- ・廃棄物新聞
- ・環境新聞
- ・The Waste Management
- ・日経産業新聞

- (2) 各都道府県・指定都市の産業廃棄物部署、産業廃棄物（処理業）協会等へ案内を送付する。

6. 助成の対象

(1) 対象者

産業廃棄物の処理業者（第3セクターを含む）又は処理事業を行う予定の者を助成対象とする。

(2) 対象事業

次の事業を対象とする。

- ①産業廃棄物の処理に関する新技術の開発、高度技術を利用した処理施設の設置をするための企画・実証・評価等、および新技術あるいは高度技術を用いた起業化のための需要調査・再生品販売路開拓調査・その他起業化を促進するための調査検討等
- ②産業廃棄物の処理に関する新技術の開発成果の起業化

7. 助成額

- (1) 前記6.(2) ①を行う者に対する補助については、

1件 500万円（現行100万円）

- (2) 前記6.(2) ②を行う者に対する出資または補助については、

1件 1500万円（現行通り）

8. 助成基準

産業廃棄物の処理事業の振興に寄与するものであること。

# 廃ガラスの再資源化進む

～多治見工業(株)恵那工場を訪ねて～

建築用陶磁器、硝子製品、いわゆるタイル、ブロックを主力製品とする多治見工業(株)は、岐阜県東濃地方に5工場と関連企業を配し、販売会社クリスタルクレイ社を中心に業務活動を展開している。同社は、平成6年9月から日吉工場で、同7年9月から釜戸工場で、それぞれリサイクル素材によるタイルの製造を開始した。

今回、訪問したのは、(財)産業廃棄物処理事業振興財団の債務保証を受けて、今年2月に完成した「ガラスびん屑粉碎による原料供給一貫システム」を完成した恵那工場である。同社は、このシステム完成と同時に産業廃棄物処理業の許

カット写真は再資源化製品のタイル、ブロック可受了し、3月からクリスタルクレイCBL(ロッキングブリック)の本格的な製造に入っている。



北山正和社長

北山正和社長は「現在の生産シェアを見ると、タイル40%、ネオパリエ(結晶化ガラス建材)30%、再資源化ガラスタイル30%だが、理想としては再資源化製品を50%シェアに引き上げて行きたい」とまさに将来の運命を託した感じの話振りだった。「しかし、直面する問題は、このリサイクル製品の流通であり、製品に対する認識、理解を広め、この分野の開拓を公共のあらゆる面での助成を背景に強力に進めて行かなければならない、需要期にもよるが、今のシーズンは、ご覧の通り製品のストックは多い」と話は現実問題に展開した。そして「公共への期待も多くあるが、何といたっても製品に求められるものは、高品質、低価格でありこれが企業人に課せられた使命であり、そこからスタートだと考えている」と企業家魂を見せた。

広い工場の敷地には出来立てのロッキングブリックが確かに所狭しと積まれている。その一角に廃ガラスのストックヤードと投入装置が見えた。完成したガラスびん屑粉碎原料供給システムの入口である。

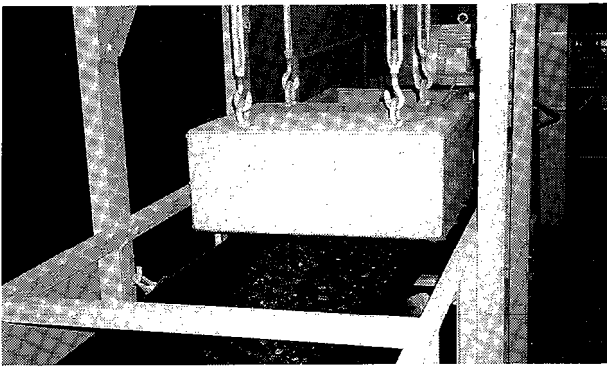


写真上はH市の一廃分別廃ガラス、下は一次処理した廃ガラスで民間の業者からの購入原料

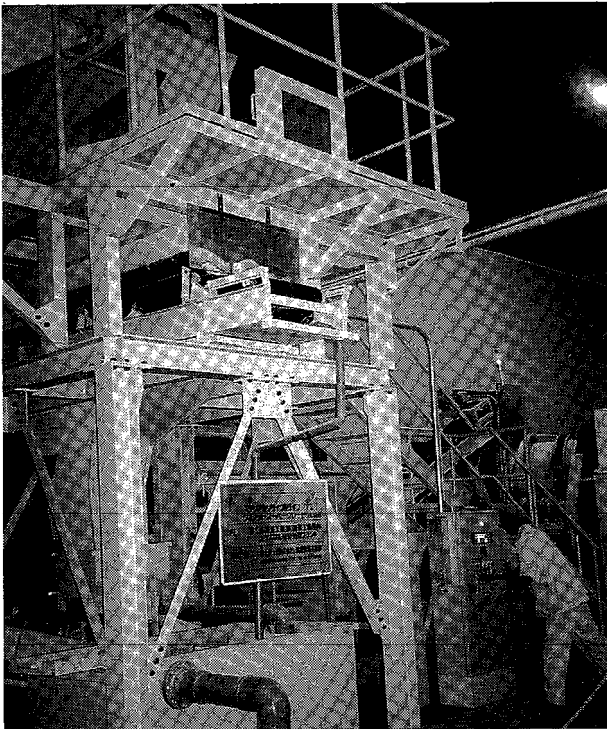
□----

### 廃ガラス再利用原料の一貫システム

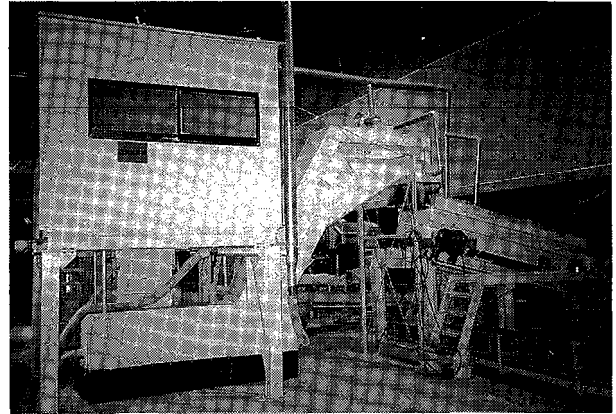
同システムは、産廃あるいは自治体からのガラスびんカレットをストックヤードに保管、ここから投入装置に搬送、定量投入されながらベルトコンベアで送られ、途中、製品に最も影響のある鉄分を除去するため、磁選機を経由した後、第一次破碎機によって一次処理される。この後、ロータリー型の洗浄装置、そして乾燥機を経て、第二次粉碎機に送られる。この第二次粉碎機は循環型となっており、粉碎径が1.6mm以下のものと以上のものが分級され、粉碎径



第1次破碎機前の磁選機



第1次破碎機、ここで1次処理される



第2次破碎機 原料化の最終工程

1.6mm以下は、右コンベアで原料サイロに送られ、粉碎径1.6mm以上のものは、途中空気分級機で軽量の狭雑物を除去、さらに小型磁選機を通りながら第二粉碎機に返送され、元の工程を経る。

このリサイクル原料は、同工場で使用するものはベルトコンベアで、ロッキングブリックの生産工程へ送られ、一部は原料サイロに貯留され、袋詰めされて他工場へ搬送される。

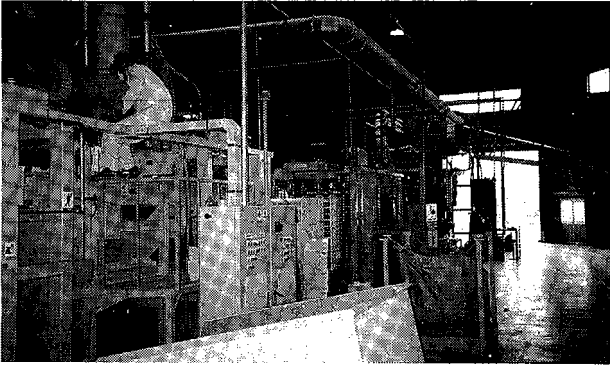
□----

### ロッキングブリックの生産

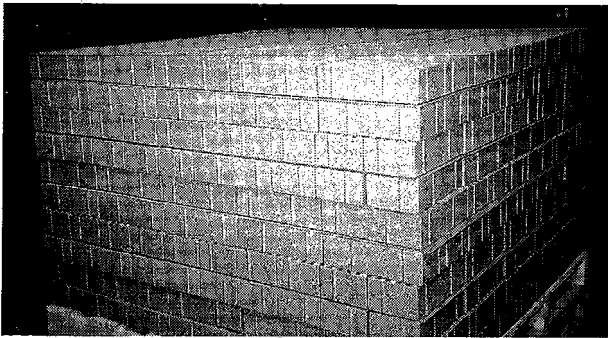
原料工程から送られたリサイクル素材は、原料の配合工程に入り、ガラスカレット原料60%と粘土その他バインダー40%の配合比で攪拌、成形機に送られ、約1,000t/cm<sup>2</sup>でプレス成形される。この後、サヤ詰めされ、トコロテン方式で80分に一回、トンネル窯に導入され、40時間かけて焼成される。焼成温度は当初は毎時180℃で進み、最終的には1,050℃まで上げて焼成、製品化される。

ガラスカレットの利用量は、最近では700~800t/月であるが、フル操業すると1,000t/月の処理能力がある。

北山社長は、高品質、低価格を強調したが、さらに、「今回の設備投資により、廃ガラスの原料化システムを導入、原材料のコストダウンを進め、かつ高品質の製品を提供するという本来の目的を達成するとともに、21世紀に向けて環境



製造工程・中央奥から成形機、サヤ詰め装置  
このラインの右奥にトンネル窯が並ぶ



ブロック1個に三合びん換算で2本分強含有、  
この一荷で約1,000本分を再利用

への負荷の軽減、有限な資源の保護を図り大きく  
くいえば地球環境の保全を維持して行かなければ  
ならない」と締めくくった。

#### 産廃情報コーナー

#### 全国担当者会議のお知らせ

特定施設の整備につきましては各自治体及び

廃棄物処理センターにて積極的な取組みを頂いて  
おりますが、各自治体及び廃棄物処理センター  
の間のより密接な情報交換の場があれば、特定  
施設等の促進により効果的ではないかと考え、今  
回第3回目の「全国担当者会議」を下記の通り開  
催しますので、お知らせ致します。

記

日時 平成8年11月7日(木)～8日(金)

11月7日 情報交換打合会議

11月8日 施設見学

場所 神戸ハーバーランドニューオータニ

〒650 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5

TEL (078) 360-1111

対象者 都道府県・指定都市及び廃棄物処理  
センターの担当者

#### 編集後記

財団も設立以来4年を迎えようとしております。  
業務もようやく軌道に乗って参りました。ひ  
とえに皆様の暖かいご支援のたまものと感謝い  
たしております。

従来は財団ニュースは年一回程度の発行程度  
でありましたが、この度三ヶ月ごとの発行とさ  
せていただき、財団の活動状況をより具体的に  
詳しくお知らせすることにいたしました。

なにとぞ今後とも絶大なるご支援ご鞭撻をお  
願ひする次第であります。(牧野)

## 「産廃振興財団ニュース」 No.5 1996.10

発行日 平成8年10月25日

発行人 太田文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

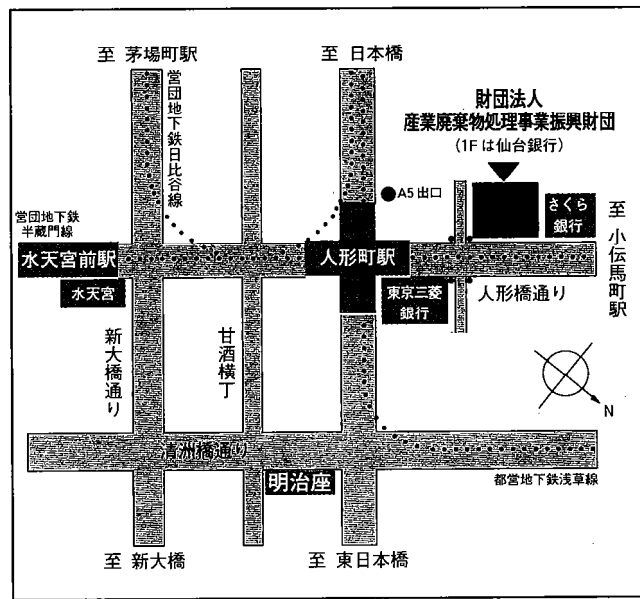
〒103 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号(太陽堀留ビル5)

TEL 03-3639-9040 FAX 03-3639-9038

印刷 (株)環境産業新聞社

再生紙を使用しています。

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団



営団日比谷線・都営浅草線「人形町駅」下車 徒歩3分  
 財団(太陽堀留ビル)への最寄り出口は「A5」  
 営団半蔵門線「水天宮前駅」下車 徒歩6分

〒103 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号  
 太陽堀留ビル5階  
 電話 (03) 3639-9040 FAX (03) 3639-9038